

熊本市企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託 審査委員会設置要綱

制定 令和6年（2024年）6月28日 政策企画課長決裁
改正 令和7年（2025年）3月31日 政策企画課長決裁

（設置）

第1条 熊本市企業版ふるさと納税マッチング支援業務の特殊性に鑑み、委託事業者の選定及び特定の手続きに関する事項について審議するため、熊本市企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（組織）

第2条 委員会は委員長及び委員をもって組織する。

2 委員の構成は次のとおりとする。

- (1) 政策企画課長
- (2) 広報課長
- (3) 財政課長

3 委員長は政策企画課長をもって充てる。

4 委員長は、会議の議長となる。委員長に事故があるときは、出席した委員のうちから互選された者が会長の職務を代理する。

5 委員が委員会に出席できない場合は、委員長が認めるものについて代理出席を認める。

（会議）

第3条 委員会は、必要に応じて委員長が召集する。

2 議事は、出席委員の過半数で決する。

3 委員長は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

（掌握事務）

第4条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審査し、決定する。

- (1) 熊本市企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託におけるマッチング支援を行う業者の選定及び手続きに関する事項
- (2) その他必要と認められる事項

（委員の任期）

第5条 委員の任期は、委員就任の日から当該年度末までとする。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、政策企画課において行う。

（雑則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年（2024年）6月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年（2025年）3月31日から施行する。